

<p style="text-align: center;">市長への手紙</p> <p style="text-align: center;">(今までの主なご意見と回答)</p>	受付日	令和 6年12月27日
	回答日	令和 7年 1月31日
件 名		
有料ゴミ袋について		
内 容		
<p>有料ゴミ袋になってからごみを戸別収集しているが、非効率である。他市を参考に有料ゴミ袋を廃止してほしい。</p>		
回 答		
<p>本市では、個々の家庭における、ごみの排出量に応じたごみ処理費用の適正負担と、ごみの減量化・資源化の推進を目的に、戸別収集方式と有料指定ごみ袋制度を平成18年から実施しているところでございます。</p> <p>本市におけるごみ袋の容量別の価格につきましては、ごみの減量化・資源化を促すため、ごみを多く出すかたからは応分の手数料を納めていただくことを理由として設定しております。</p> <p>また、戸別収集につきましては、鳥獣によるごみ集積所の散乱防止など、多くの市民の皆様からのご意見・ご要望を受けて導入した経緯があり、ごみを出されるかたの利便性と責任意識の向上を図るための取組となっております。</p> <p>なお、循環型社会形成推進基本法により、市町村はごみの有料化について検討するよう義務付けられており、年々、ごみ有料化市町村は増加していることから、この傾向は今後も続いていくことが予想されます。</p> <p>今回ご提案いただいた内容につきましては、今後の清掃行政の参考とさせていただくとともに、引き続き住みやすい環境づくりに努めてまいります。</p>		
事務担当課	廃棄物対策課（046-269-7343）	

※掲載している回答の内容は、回答した時点の市の見解となります。

その後の制度変更などにより、最新の市の見解と異なる場合がありますのでご了承ください。